

# 令和8年度 学校プールの在り方調査特別委員会 運営方針

## 1 調査の目的

猛暑等の気候変動を踏まえた学校プールの在り方に関する諸問題について、総合的に調査し対策を検討する。

## 2 調査のテーマ及びその内容

(テーマ) 持続可能な水泳授業に資する学校プールの在り方

(内 容)

屋外のプール施設を有する各学校においては、近年の集中豪雨や猛暑等により、計画的な水泳授業の実施に影響が生じている。また、学校プールの老朽化、それに伴う維持管理コストの増加、水泳授業に係る教職員の管理上・指導上の負担となっていることなど、水泳授業を持続的に実施する上で、様々な課題も確認されている。

こうした中、スポーツ庁は令和8年2月の事務連絡において、「学校プールの在り方も含めた様々な課題に対応し、子供たちの水泳授業の機会を確保するためには、教育的効果や教師の負担軽減の観点、財政面等から多角的な検討が必要」とした上で、各地域の実情を踏まえながら、中長期的な視野を持って、子供たちの学習機会の確保に向けた検討・対応を進めるよう促したところである。

現在、本区では、墨田区学校改築基本計画等を定め、老朽化した学校プールを含む学校施設の改築を計画的に実施しているところであるが、本委員会では、持続可能な水泳授業に資するため、学校プールの在り方について調査・検討を行い、委員会での議論を通じて必要な提言を行う。

## 3 調査期間及びスケジュール

6月17日	・特別委員会運営方針（本書）を決定
7月上旬	・本区における学校プールに関する取組について、理事者から説明を聴取し、質疑等を実施
7月中旬～下旬	・学校プールの取組について先進自治体への行政調査を実施
8月～9月	・区内関係団体等との意見交換会を実施
10月上旬	・これまでの調査・検討内容等の整理、政策提言の方法等について協議
↓	・政策提言の取りまとめ
1月下旬	・区長等に対する政策提言を実施
3月下旬	・特別委員会活動報告を作成

#### 4 調査の手法等

項 目			実施予定
先進自治体等への行政調査			○
議会基本 条例関連	13条	委員間討議	○
		議事堂以外での委員会開会	
		区民等との意見交換会等	○
	14条	条例案の提出その他の政策立案及び政策提言の積極的な実施	○
	19条	公聴会及び参考人制度の活用	
		学識経験者等による専門的事項に関わる調査	
		議会のパブリック・コメント	
	22条	委員会における研修会	

#### 《概要》

<p>1 先進自治体等への行政調査 学校プールへの取組の先進自治体について、行政調査（視察）を実施する。 【視察先（例）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府守口市 学校プールの在り方について</li> <li>・神奈川県藤沢市 プール集約化に関する方針について</li> <li>・大阪府柏原市 柏原市立小中学校プールのあり方に関する基本方針について</li> <li>・大阪府枚方市 小学校水泳授業民間活用に関する考え方について</li> </ul> <p>2 委員間討議 委員会においては積極的な委員間討議を行うとともに、政策提言の取りまとめに当たっては勉強会を開催するなどして、委員会としての合意形成に努めていく。</p> <p>3 区民等との意見交換会等 PTA等との意見交換会を開催することにより、現状の課題や区民の意見・要望を聴取し、調査の参考とする。</p> <p>4 条例案の提出その他の政策立案及び政策提言の積極的な実施 本委員会の調査・検討結果を区政へと反映するため、委員会として政策提言を実施する。政策提言の方法等については、調査・検討内容等を踏まえて、委員会において協議し決定する。</p>
--

※ 本運営方針に記載の内容は予定であり、やむを得ず変更することがあります。